

ソヴェト経済における基本投資と生産発展ファンド

成 田 幸 範

- 一 はじめに
- 二 基本投資の資金調達と自己資金
 - 1 基本投資とその財源
 - 2 基本投資と自己資金
- 三 生産発展ファンド
 - 1 生産発展ファンドの制度的変遷
 - 2 生産発展ファンドの構造
 - a 工業の基本投資と生産発展ファンド
 - b 生産発展ファンドの財源
 - c 生産発展ファンドの使途
 - 3 生産発展ファンドの運用とその問題点
——部門ホズラスチョートと生産発展ファンド——
- 四 企業のホズラスチョートと生産発展ファンド

一 はじめに

基本投資の資金調達をめぐる問題は、企業の本ズラスチオート制度の強化、発展にとって特別に重要な意味を持っている。一九六五年経済改革以前のソ連企業の本ズラスチオートは、もっぱら經常收支のみを対象としたものであり、それさえも不十分な形でしか実施されておらず、基本投資については企業レヴェルでは十分掌握されていなかった。基本投資の資金調達はほとんどが国家予算からの無利子無償還の財政資金によってまかなわれていたため、企業はこれらの資金の合理的利用や、財政資金によって建設された固定フォンドの効率的な運用に対して必要な関心を払わなかった。このため、一九六五年改革時やそれ以降に、経済運営の効率化をめざして行われた本ズラスチオートの強化、発展にかんする議論の中心は、自己の収入による支出の補填と一定の収益の獲得を内容とする本ズラスチオート原則を、經常收支だけでなく基本投資の分野にも導入すること、固定フォンドの生産、再生産を自己資金を中心として実現することに向けられるようになった。企業の自己資金の利用重視は、基本投資の分野に本ズラスチオートを導入することによって企業の自主性を拡大し、資金利用の効率化を促すことになるとして党や政府の公式文書や多くの研究者によってさかんに主張された。また、制度的にも実際の経済運営においても、この方向にむけた措置がいくつかとられるようになり、一九六五年改革では、基本投資の資金調達にかんして、特定の基本建設への投資以外は国家予算資金の投入が制限され、既存企業への基本投資の追加投資は企業の自己資金と銀行融資を組み合わせて行われることになった。

基本投資にあてられる自己資金の中心は、企業への留保分が拡大されることになった利潤や減価償却基金と、経済

的刺激ファンドのうちの基本投資用資金——生産的用途に支出される生産発展ファンドおよび非生産的用途にあてられる社会的文化措置・住宅建設ファンド——であるが、このうち特に企業の生産的用途に支出される生産発展ファンドについては、その利用計画作成の権限が個々の企業に与えられており、企業が自主的に使用できる基本投資用自己資金として基本投資の財源の中でも特別な地位を占める存在ということが出来る。

企業が自主的に使用できるほとんど唯一の基本投資用自己資金として、一九六五年経済改革を契機に形成されたこの生産発展ファンドは、企業のホズラスチョートと自主性の強化を柱に経済運営の分権化を目指した一九六五年改革の精神をもっともよく表わしたものである。したがって、現実の経済運営の中で生産発展ファンドがどのように運用され、どのような状態に置かれているかを具体的に検討することによって、一九六五年改革以後のソ連企業のホズラスチョート制度や企業の自主性の状況について、あるいは企業を取り巻く経済的状况についてその主要な傾向を明らかにすることが出来るものと思われる。

二 基本投資の資金調達と自己資金

1 基本投資とその財源

基本投資は固定ファンドの生産と再生産（つまり基本建設）のための資金投下であるが、その対象は建設される固定ファンドの内容や規模に応じて①企業の新設、②拡張（増設）、③改造（реконструкция）、④装備の改善（техническое перевооружение）に区分される。ソ連では近年これらの投資対象のうち、新設や拡張への投資よりも装備

の改善や改造への投資が奨励され、実際に増大する傾向にある。装備の改善や改造は新設や拡張と比べて一度の投資額が少なくて済み、建設期間が短く、投資資金の回収がはやいため当面の生産性を引上げるのには有利である（装備の改善と改造とはともに固定フォンドの更新、設備の近代化、機械化、自動化、新技術の導入などを内容としており、これらのちがいはおもに建設規模、投資規模の大小による。装備の改善は大規模な改造を行うまでの比較的小規模の設備改良という性格が強い）。「一九八一年—一九八五年および一九九〇年までのソ連邦の経済社会発展の基本方針」（一九八一年共産党第二六回大会）では、「基本投資を何よりも先ず既存企業の改造と装備の改善および既に着手した建設の完成に振り向ける。新設や既存企業の拡張は、当該生産物に対する国民経済の需要が、改造や装備の改善を考慮した生産能力の利用改善によっては保障されない場合に着手する。」と述べられており、現実にもそのような方向が強められている。たとえば器具製作省では省の基本投資総額に占める装備の改善と改造の割合が一九七三年に五二・六％であったのが、一九八〇年には七七・九％にまで増大し、重機械省では一九七六年の二八・九％から一九八〇年の三七・四％へ、エネルギー機械省ではこれと同じ期間に一三％から一八・六％へ、農業機械省では同じく二九・七％から三〇・八％へと各々増大している。²⁾ また、三六ある工業省（一九八〇年現在）のうちの二六工業省については、一九七七年の計画では装備の改善と改造への支出が一七・九％であるのに対し、一九八〇年には二三・七％へと増大している。³⁾ 表1は国民経済全体における生産的用途への国家基本投資の支出構造を示したものであるが、この傾向は工業におけるのと同様である。

これらの基本投資をまかなう主要な財源は、減価償却基金と、剰余生産物価値のソ連における具体的形態である取引税および利潤である。基本投資の実際の過程では設備の更新はたんにこれまで使用されていた設備と同じものと取

表1 <生産的用途への国家基本投資の支出構造> (%)

	1979	1980	1981	1982
生産的用途への基本投資の支出	100	100	100	100
・既存企業の装備改善と改造	30.2	32.4	32.9	34.2
・既存企業の拡張	28.6	27.5	26.5	25.4
・新設	37.0	35.8	36.4	36.5
・既存企業の生産設備の維持	4.2	4.3	4.2	3.9

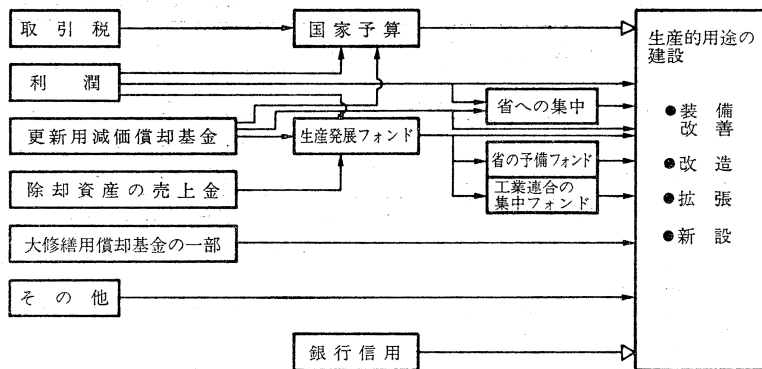
〔出所〕 Народное хозяйство СССР 1922—1982., с. 370,
Народное хозяйство СССР в 1982г., с.340 から作成。

り替えるわけではなく、技術的に進んだ設備との取り替えが行われるため、剰余生産物価値である取引税や利潤と減価償却基金とは統合されて全体として基本投資の財源にあてられる。剰余生産物価値（純所得）についていうなら、ソ連ではそのうちの約四五％（一九八〇年）はそれを生産した企業の資金循環に入ることなく取引税として直接国家に納入され、純所得の他の部分（約五五％）は企業に利潤の形で実現されるが、この利潤のうちのおよそ六〇％（工業企業の場合）は生産ファンド使用料、定額納付金、利潤控除、未配分利潤残高の名目で国家に納入される。国家に集中された取引税と利潤の中から国家基本投資の融資にあてられる国家予算資金が形成され、また企業に留保された利潤の一部も基本投資の財源を形成する。減価償却基金は更新用減価償却基金（一九八〇年には減価償却基金全体の約六〇％）と大修繕用基金とに区分されるが、更新用減価償却基金の全てと大修繕用基金の一部が基本投資にあてられ、更新用償却基金の一部は国家予算へ控除される。

このような純所得と減価償却基金の再分配の結果、基本投資の財源としては、①国家予算に集中されそこから融資される部分、②企業に留保された資金（利潤、減価償却基金など）からの調達部分、および③銀行融資とに分けて考えることができる。このうち②の部分①と③に対して基本投資の自己資金を形成することになる。工業における生産的用途の基本投資財源の資金の流れについては大略図1のように示すことがで

きる。

図1 <基本投資の資金調達経路>



〔出所〕 Финансирование строительства в условиях совершенствования хозяйственного механизма. Финансы и статистика, 1983 (以下では Φ. とのみ表記), c. 10に加筆。

〔注〕 —▶は自己資金の流れ —▷は自己資金以外の流れ。

国家予算、自己資金、銀行信用による基本投資の財源構成は表2、3のようになっていいる（表2は工業について、表3は国民経済全体について）。

これらの表からもわかるように、国民経済全体としても工業部門についても、基本投資の財源構成において国家予算資金の割合が減少し自己資金および銀行融資の割合が増大していることは明らかである。これは一九六五年経済改革による投資金融政策の変更——国家予算資金の融資を制限し、自己資金と銀行融資を優先する——や、一九七五年の減価償却率の改訂（とくに更新用償却率の引上げ）などの影響によるものであるが、基本投資の資金調達における自己資金利用の重視はその後一貫して強調されている。

ところで、ソ連では基本投資の対象と投資財源とは投資資金の回収予定期間や企業の収益性を考慮しながら密接に結びつけられており、その組み合わせは次のようになっていいる。⁽⁴⁾

○回収予定期間が五年までの企業の新設と拡張は、減価償却基金、利潤、建設部門で動員される資金（建設組織があげ

表2 <工業の基本投資の財源構成> (%)

	予算資金	自己資金	長期信用			
			減価償却	利潤	その他	
1955	75.1	24.9	16.3	7.8	0.8	—
1975	35.6	54.7	31.2	21.0	2.5	9.7
1980	34.1	54.2	38.8	11.8	3.6	11.7

[出所] Ф, с.14.

(注) 1975年は全工業省のうちの26工業省、1980年は28工業省による計算。この基本投資には生産的用途だけでなく、非生産的用途への投資も含まれている。

表3 <基本投資の財源構成> (%) (国民経済全体)

	予算資金	自己資金	長期信用
1946	83	17	
1950	80	20	
1955	65	35	
1965	61	39	
1966	57.9	41.9	0.2
1970	49.3	48.4	2.3
1975	47.7	47.0	5.3
1976	47.7	46.3	6.0
1977	40.0	49.9	10.1
1978	41.2	50.1	8.7
1980	43	57	

[出所] 1946, 1950, 1965, 1980—XXVI КПСС и Социалистические финансы. Финансы и статистика, 1982, с.322, 他は Плановое хозяйство, 1980, №.3, с.59.

る利潤や設備の価格引下げによる節約分などから形成される)、省の資金およびストロイバンクの信用によって調達される。

○回収予定期間が五年を超える新企業の建設は、建設部門の内部資金、減価償却基金、利潤、省の資金および国家予算からの支出によってまかなわれる。計画欠損企業や低収益企業の拡張に対しても、減価償却基

金や利潤などの自己資金だけで不足の場合には国家資金が投入される。

○装備改善と改造に対しては、何よりも先ず生産発展ファンド資金やその他の経済的刺激ファンド資金の一部および生活サービス企業の利潤や減価償却基金が当てられ、不足分についてはストロイバンクの信用が融資される。

○欠損企業や低収益企業の装備改善と改造には、生産発展ファンド資金やその他の経済的刺激ファンド資金の

部、利潤、更新用償却基金の他に国家予算からの支出があてられる。

○生産能力の維持のために基本投資計画によって行われる設備の取替費用および基本建設見積に含まれていない設備の購入費用は、生産発展ファンド資金やその他の経済的刺戟ファンド資金の一部、利潤、更新用償却基金によってまかなわれ、不足の場合には国家予算資金があてられる。

このように、装備の改善と改造には生産発展ファンドをはじめとした自己資金が優先的に充用されることになっているが、近年の装備改善と改造への投資に対する政策的重視にともなって、投資金融における自己資金の役割も増大するようになる。

(1) Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам. Том 13, с. 689.

(2) Финансирование строительства в условиях совершенствования хозяйственного механизма. Финансы и статистика, 1983, с. 33. 器具製作省は他の工業省と比べても装備の改善と改造への支出の割合がきわめて高いが、このうちの圧倒的部分（九七％）は改造よりも投資資金の回収がはやい装備の改善に向けられている。その結果、器具製作省は生産量の増大、原価引下げ、利潤量の増大という短期的利益を得ることができたが、反面で改造用投資が圧縮されているためこの省の製品の技術水準の立遅れが指摘されるようになっていく（*Там же*. с. 34）。

(3) 一九七七年に Под ред. В. Г. Стародубровского, Р. А. Огсаона, Совершенствование хозяйственного механизма развития производства. Экономика, 1978, с. 151. 一九八〇年に Финансирование строительства в условиях совершенствования хозяйственного механизма. с. 51.

(4) Под ред. Д. С. Молякова, Финансы промышленности. Финансы и статистика, 1981, с. 114.

2 基本投資と自己資金

基本投資にあてられる自己資金の財源は減価償却基金と企業留保利潤であるが、具体的な資金調達の状態としてはこれらの減価償却基金、企業留保利潤とともに、これら二つの資金からその一部を繰り入れて形成される生産発展フオンドをあわせた三つの自己資金がもっとも重要である。しかし、生産発展フオンドとそれ以外の自己資金との間には資金利用に対する企業の権限のあり方に関連して大きな相違がある。生産発展フオンドの利用の計画化は一応企業にその権限が与えられているのに対し、生産発展フオンド以外の自己資金は国家基本建設計画の遂行のために企業から直接動員される資金という意味での自己資金であり、企業に資金利用計画作成の権限は与えられていない。基本投資中の自己資金の割合は、表2から明らかのように工業部門では一九八〇年に五四・二%を占めているが、生産発展フオンドが占める割合はこの年わずか一五%にすぎない(後出の表9参照)。しかし、本来的な意味で自己資金といえるのは、この生産発展フオンドだけであり、企業のホズラスチョートの強化、発展、企業自主性の拡大の観点からはこの自己資金部分はきわめて大きな意味を持っている。

生産発展フオンドについて具体的にみる前に、ここではそれ以外の自己資金について概観しておく。

一九八〇年の工業部門における基本投資用自己資金の内訳は、五四・二%の自己資金のうち減価償却基金が三八・八%、利潤が一・八%、その他三・六%となっている(表2参照、ただしこの数字は減価償却基金と利潤から生産発展フオンドへの繰入分を控除する以前の数字であり、この減価償却基金と利潤の中には生産発展フオンドへの繰入分が含まれている)。この数字は一九八〇年現在で三六ある工業省のうちの二八の工業省の平均であるが、個々の工業

表4 <1980年の工業省ごとの基本投資の財源構成>(省ごとの資金調達総額に対する割合(%))

省	予算支出	自己資金	減価償却基金	利潤	非中央集中的財源(注)	長期信用	その他
ソ連邦エネルギー省	35.0	59.8	46.5	6.7	5.0	3.9	1.3
石油産業省	53.1	43.6	31.4	6.5	3.7	3.1	0.2
ソ連邦石油化学工業省	8.6	47.5	23.7	6.6	16.9	43.1	0.8
ガス工業省	57.7	35.1	30.4	0.6	4.1	6.7	0.5
ソ連邦石炭産業省	31.7	66.8	52.4	1.6	8.9	0.1	1.4
ソ連邦鉄鋼業省	23.9	62.7	33.8	6.5	17.3	12.5	0.9
ソ連邦非鉄金属工業省	22.6	40.9	25.7	0.3	11.2	34.6	1.9
化学工業省	14.9	62.8	35.6	13.8	12.1	21.9	0.4
肥料省	37.1	51.4	39.7	3.8	7.0	10.7	0.8
重機械省	25.3	41.3	21.9	3.4	14.4	33.2	0.2
エネルギー機械省	68.3	16.7	5.6	0.5	10.0	13.1	1.9
電気技術工業省	0.6	74.5	23.9	15.1	35.2	24.9	—
化学機械省	16.2	62.4	18.3	12.3	25.1	21.3	0.1
工作機械工業省	18.9	65.2	25.8	5.7	32.8	15.9	—
器具製作省	7.7	92.3	23.9	10.5	57.1	—	—
自動車工業省	24.4	60.4	36.6	1.4	20.5	14.6	0.6
農業機械省	22.5	55.1	23.3	5.3	24.9	22.3	0.1
道路建設機械省	12.9	63.7	30.2	1.0	31.9	23.3	0.1
軽・食品機械省	17.6	66.9	33.8	0.3	32.4	15.5	—
畜産機械省	15.8	40.8	8.1	0.2	29.7	43.4	—
ソ連邦木材・紙工業省	35.8	57.2	40.7	1.5	12.8	6.2	0.8
ソ連邦建設資材省	38.6	58.9	33.9	3.6	19.6	1.4	1.1
ソ連邦軽工業省	22.4	68.7	18.6	13.6	33.4	8.1	0.8
ソ連邦食品工業省	34.9	52.3	22.1	10.5	17.2	12.6	0.2
ソ連邦食肉牛乳省	5.4	80.3	16.7	15.9	47.1	13.1	1.2
ソ連邦漁業省	63.0	35.8	24.5	0.9	8.3	0.7	0.5

立教経済学研究第三八巻二号(一九八四年)

一四二

【出所】 Φ., c.20. (注) 非中央集中的財源—自己資金のうち企業の自主的な投資にあてられる部分, 生産発展ファンドがその中心(成田)。

表5 <減価償却基金の区分> (%)

	1965	1970	1975	1980	1982
減価償却基金	100	100	100	100	100
・更新用	51.4	51.4	59.0	59.8	60.2
・大修繕用	48.6	48.6	41.0	40.2	39.8

〔出所〕 Народное хозяйство СССР 1922—1982., с.560, Народное хозяйство СССР в 1982г., с.519から作成。

省ごとに内訳を示したものが表4である（この表4では「非中央集中的財源」の中に生産発展ファンドが含まれており、減価償却基金と利潤からは既に生産発展ファンドへの繰入分が除かれている）。

この表4から、予算支出と自己資金の割合および自己資金内部の割合には省ごとに大きな相違のあることがわかるが、多くの省（表4の二六省のうち一六省）では、減価償却基金が基本投資用自己資金の最大の財源となっている。減価償却基金は更新用償却基金と大修繕用基金とに区分される。基本投資の財源として利用されるのは更新用償却基金であるが、大修繕用基金の一部は装備の改善のための基本投資に利用してもよいことになっている。更新用償却基金と大修繕用基金との区分の割合は表5の通りであるが、一九七五年における更新用償却率の引上げによって近年は更新用償却基金の割合が増大している。これは更新用償却率を引上ることにより設備の耐用年数を短縮し、技術的に進んだ新しい機械設備との取替を促進しようとする意図によるものである。

更新用減価償却基金はその一部（一〇〜五〇％）が生産発展ファンドに繰り入れられ、残りの大部分は国家基本建設計画にもとづく国家基本投資の財源にあてられるためストロイバンクに振り込まれる。減価償却基金が当該企業に計画された国家基本投資への割当額を超える場合には、その部分は省に集中され、他の企業の国家基本投資用資金として利用される。また、更新用償却基金の一部は国家予算へも控除される。更新用償却基金の利用

表6 <工業における更新用減価償却基金の分配>
(%)

	1975	1980
全体	100	100
・基本投資の資金調達のため銀行振込	74.1	67.5
・生産発展ファンドへ繰入	21.2	20.6
・長期信用の返済	0.5	3.5
・国家予算へ控除	3.4	7.3
・その他	0.8	1.1

〔出所〕 Под ред. В.К.Сенчагова, Финансовые ресурсы народного хозяйства. Финансы и статистика, 1982, с.177.

状況は表6のようになっていいる。

この更新用減価償却基金は、生産発展ファンドへの繰入分も含めると工業の基本投資総額のおよそ半分を供給することになる（表7、減価償却基金の一部は国家予算に控除され、基本投資用の予算資金を形成するため、表7における基本投資に占める減価償却基金の割合は、そのまますぐに自己資金としての減価償却基金の割合を表わしているわけではない）。

一九七九年七月一二日の党と政府の合同決定「計画化の改善および生産の効率性と作業の質の向上に対する経済メカニズムの作用の強化について」にもとづいて、あるいはそれ以前から実験的に、利潤分配のノルマチフ方式を採用している省の場合、企業でつくられた利潤の分配は、部門省を単位として総利潤のうち部門省に留保する利潤の割合（ノルマチフ）をまず決定し、同時に国家予算への納入責任額も決定するという方法で行われる。この場合国家予算への納入責任額は、生産ファンド使用料や定額納付金と、計画であらかじめ決められた納入責任額とこれら納付金との差額である利潤控除とから形成される。企業に留保される利潤は経済的刺激ファンドへの繰入、銀行信用の元利返済、国家基本投資への充当、流動ファンドの増加、省や工業連合の上級機関への各種の上納分の支払などに利用される。また、このノルマチフ利潤分配方式へ移行していない多数の省の場合には、一九六五年改革による利潤分配方式を踏襲しており、生産ファンド使用料や定額納付金などの国家への義務納入を済ませ、企業

表7 <工業基本投資中の更新用償却基金と基本投資充当利潤の割合>

(100万ルーブル)

	1965	1970	1975	1980	1981	1982
A 工業基本投資総額	20500	28500	39700	47600	49500	50900
B 更新用償却基金	5232	7985	16136	23755	25722	27775
B/A (%)	(25.5)	(28.0)	(40.6)	(49.9)	(52.0)	(54.6)
C 基本投資充当利潤	2029	7834	6594	2932	3001	3512
C/A (%)	(9.9)	(27.5)	(16.6)	(6.2)	(6.1)	(6.9)

[出所] Народное хозяйство СССР 1922—1982., с.551, 560, Народное хозяйство СССР в 1982г., с.338, 339, 509, 510, 519 から作成。

表8 <工業企業の利潤分配> (%)

	1965	1970	1975	1980	1981	1982
利潤全体	100	100	100	100	100	100
○予算納入	71	62	58	60	59	59
生産ファンド使用料	—	17	22	24	24	23
定額納付金	—	—	4	1	1	2
未配分利潤残高	—	35	30	33	32	32
利潤控除	71	4	1	1	2	2
○企業留保	29	38	42	40	41	41
基本投資充当	9	14	10	4	4	4
経済的刺激ファンド繰入	6	14	17	17	16	17
流動手段増加と計画欠損の融資	10	4	5	3	3	3
その他(長期信用の元利返済など)	4	6	10	16	18	17

[出所] Народное хозяйство СССР 1922—1982., с.551, Народное хозяйство СССР в 1982г., с.510.

に経済的刺激ファンドや国家基本投資充当などの計画支出分を留保した残りは、未配分利潤残高として全て国庫へ納入されることになっている。工業企業の利潤分配は表8の通りである。

このような利潤分配の結果、企業留保利潤から自己資金として基本投資にあてられるのは、国家基本建設計画にもつづいて直接国家基本投資に充当される部分と、経済的刺激ファンドへ繰り入れられ、それを通して基本投資にまわされる部分である。基本投資の財源として利用される経済的刺激ファンドは生産発展ファンドと社会的文化措置・住宅建設ファンドであるが、前者は生産的用途の基本投資に、後者は非生産的用途の基本投資に向けられる。企業留保利潤から直接国家基本投資に充当される部分は、現在工業利潤の四割にすぎず（表8）、工業基本投資総額中の割合もわずか六・七割（表7）でしかなく、一九六五年改革あるいは一九七九年決定による利潤分配方式の手直しにもかかわらず、基本投資の自己資金としての、したがって企業のホズラスチョート強化の具体的裏付としての利潤の役割はたんに量的側面から見ただけでもいまだにきわめて不十分なままであるということが出来る（この点については第四章においても触れる）。

(1) このため、「中央集中的基本投資の領域での自己金融は、その本性において予算による資金調達とあまり変わらない」（フェドレンコ、ペトラコフ編著、田中雄三訳『現代社会主義経済の機能メカニズム』（ミネルヴァ書房）一七二ページ）と
いうことができる。

(2) 森章『現代社会主義の会計構造』（大月書店）二四八―九ページ。

三 生産発展ファンド

1 生産発展ファンドの制度的変遷

生産発展ファンドは一九六五年経済改革によって新たに形成された三つの経済的刺激ファンドのうちの一つであり（他は物質的奨励ファンドと社会的文化措置・住宅建設ファンド）、国家基本建設計画にもとづいた投資とは別に、個々の企業の自主的計画にもとづいて使用できる基本投資用自己資金として、基本投資の分野へのホズラスチョート制度の導入、強化をねらいとして形成された。このファンド資金の投資対象は、一九六五年設置当初は、新技術の導入、生産の機械化、自動化、設備の近代化、固定ファンドの更新、生産・労働組織の改善であり、その他に企業の改造や拡張を伴わずに行われる新製品の開発、生産性向上、原価引下げ、品質改善、収益性向上などの諸措置——つまり企業の装備の改善——を実施することであつた。⁽¹⁾

生産発展ファンドの財源は企業留保利潤からと更新用減価償却基金からの一定割合による繰入を基礎として、その他に除却資産の売上金などを含めて形成されることになっている。このファンドは企業利潤の大きさに応じてファンドの規模にもある程度の影響を及ぼすことができ、またこのファンド資金の用途にかんしては企業が自主的に基本投資計画を作成しようという点で一九六五年改革のもとの企業自主性拡大、ホズラスチョート強化の政策を象徴する存在であつた。その意味では生産発展ファンドはまさに一九六五年改革の「申し子」であり、経済の分権化を推進すべく基本投資の分野に導入されたこのファンドが、その後の経済運営の中でどのように位置づけられ扱われて現在に

至っているかを考察することは、一九六五年改革以降のソ連の企業の状態について考える場合に一つの重要な目安を提供するものといえることができる。

国家基本建設計画にもとづく中央集中的投資に対して非中央集中的投資の財源として位置づけられる生産発展ファンドは、一九六五年の形成以来現在に至るまでそのような性格を有するものとして存在しているものの、この間のソ連経済の政策上の変化を直接、間接に反映して、制度的にはいく度かの変更、手直しが行われている。

国家計画の枠を越えて基本投資を行うことのできる非中央集中的投資は、企業の生産発展ファンド資金を核に長期信用の融資も合わせて一九七二年ごろにはかなりの規模に達し、国家基本投資全体のおよそ二〇%を占めるまでに増大した。⁽²⁾ところが、企業の自主的な基本投資の割合が増大するに従って、その基本投資を具体的に保障する資材・機械補給や追加労働力への賃金支払、建設・組立作業を実際に確保することが困難になってきた。これは、非中央集中的基本投資の導入にもなって資材・機械補給などの諸制度を分権化せずに、生産手段の分配については依然として旧来からの厳格な中央集権的割当配分方式を採り続けているため、国家計画の枠から外れる部分についてはカバーしきれなくなったためであった。国民経済全体で基本建設の件数が一斉に増大することになったため、資材や労働力のバランスが崩れ、「未完成建設の増大、多数の建設への資金の分散、二次的（国家的観点からみて一成田）建設への資金の流出」⁽³⁾のような事態が生じ、国家計画にもとづいた基本建設のものに大きな被害が及ぶようになった。このため一九七三年には非中央集中的基本投資を国家計画の中に包含する必要性が生じ、それによって非中央集中的投資の規模も縮小されることになった。⁽⁴⁾生産発展ファンド資金が投下されることになってきた装備改善の分野についても、

多くは国家計画によって実施されるようになり、生産発展ファンドが基本投資全体に占める割合も低下し、資材補給の裏付が得られないために生産発展ファンドの未使用が出るまでに至ったが、この未使用分は国家集中的投資の財源として流用されることになった。⁽⁵⁾

一九七七年には、基本投資の国家集中的投資と非中央集中的投資の区分そのものが廃止され、基本投資は全て国家計画にもとづく国家集中的投資に一本化された。このため、一九七七年からはそれまで非中央集中的投資資金が投下されていた装備の改善については、企業改造とともに、国家基本投資総額の中でこれらの分野への投資分を区分した上で、全体として国家計画によって行われることになり、生産発展ファンドは国家基本建設計画で決められた装備の改善と改造のための資金源として使用されることになった。⁽⁶⁾

しかしながら、このような事態は、比較的少ない投資資金によって自らの企業の技術進歩や装備の改善をはかり、積極的に生産の効率性向上につとめようとする企業の意欲を低下させることになった。このことは同時に、非中央集中的投資の不足を補うために利用されていた長期信用の利用に対する企業の関心を薄めることにもなり、企業は再び国家予算資金の獲得に主要な関心を払うようになった。⁽⁷⁾ 資材・機械補給制度の不備や投資資金の分散を口実としてとられたこのような措置は、企業のホズラスチョートや自主性の強化に逆行するものであり、一九六五年改革の構想を大きく後退させることになったといえることができる。

その後、一九七九年の党と政府の合同決定においては、生産発展ファンドは改めて基本投資の非中央集中的投資財源としてその役割が強調されることになった。ただし、この場合、生産発展ファンドの使用計画は以前のように企業に作成権限が与えられてはいるものの、それは一九六五年改革時とは異なり、生産発展ファンドによる基本投資をあ

らかじめ国家基本建設計画の中に組み入れておく形で実現されることになつた。⁽⁸⁾ この措置は、従来の生産発展フォンドの最大の欠陥の一つとされていた、計画の遂行に必要な資材・機械補給が十分得られない点を、生産発展フォンド資金による投資をはじめから国家計画の中に組み込んでおき、その中で優先的に保障することによって回避しようとするものであり、同様にして、建設・組立の請負作業などについても優先的に保障しようとするものである。

ほとんど唯一の非中央集中的投資財源である生産発展フォンドの役割を、国家計画の中に優先的に組み込むことによって發揮せようとするのは、生産発展フォンドの存在をそれまでの名目的なものから実質的なものへ変える意味で一定の前進ではあるが、一九六五年改革時におけるこのフォンド新設の趣旨からは必ずしも全面的に進歩的な措置ということとはできない。つまり、一九六五年改革時の生産発展フォンドの位置づけは、将来的な資材・機械補給制度の分権化を前提として、企業が独自に計画した基本投資を適時に実行に移せる状態が想定されていたのに対し、その後の事態は、むしろ反対に、資材・機械補給の中央集権的割当配分方式をあくまでも厳格に維持したまま、それを變えることなく非中央集中的投資の内実そのものをなしくず的に變える方向で推移してきたからである。このため、一九七九年における非中央集中的投資財源としての生産発展フォンドの役割の再強調は、一九七〇年代に入って強まった経済運営の再集権化傾向を、経済機構そのものの全般的な分権化に着手することなしに、部分的に手直ししようとする後ろ向きの調整の域を出るものではないということができる。

生産発展フォンドは、その投資分野について、一九七七年から一九八〇年までは裝備の改善と改造を対象としていたのに対し、一九八一年からは再び裝備の改善のみを対象として投資されることに變更された。⁽⁹⁾

(一) Под ред. В. Г. Стародубовского, Р. А. Отсасона, Совершенствование хозяйственного механизма развития

производства. Экономика, 1978, с. 138, 139.

(2) В. Рыбин, А. Хачатурян, Совершенствовать кредитование капитальных вложений. — [Плановое хозяйство, 1980, № 3, с. 60.]

(3) Там же (с. 47) Деньги, финансы и кредит в экономическом механизме расширенного воспроизводства развитого социализма. Наука, 1979, с. 257.)

(4) Там же

(5) Под ред. В. Г. Стародубровского, Р. А. Отсасона, Указ. соч., с. 142—144.

(6) Там же с. 145.

(7) В. Рыбин, А. Хачатурян, Указ. соч., с. 60参照。

(8) Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам. Том 13, с. 106.

(9) Финансирование строительства в условиях совершенствования хозяйственного механизма. с. 58.

2 生産発展フォンドの構造

a 工業の基本投資と生産発展フォンド

工業企業の生産発展フォンドが工業の基本投資総額に占める割合は表9の通りであるが、一九八二年にはおよそ一四%でしかなく、基本投資の財源に占める比重は大きなものではない。また、生産発展フォンドは、一九八〇年までは装備の改善と企業の改造に向けられることになっていたが（一九八一年からは装備の改善に限定）、用途をそのように限った場合でさえも、生産発展フォンド資金だけではそのために必要な投資額をまかなうことができなかった。つまり、工業の基本投資のうち装備の改善と改造に対しては一九八〇年に基本投資の二三・七%（二六工業省の平均）

表9 <工業基本投資に占める生産発展ファンドの割合> (100万ルーブル)

	1970	1975	1980	1981	1982
A 工業基本投資総額	28500	39700	47600	49500	50900
B 工業企業の生産発展ファンド	3341	5405	7251	7120	7270
B/A (%)	11.3	13.6	15.2	14.4	14.3

〔出所〕 Народное хозяйство СССР в 1982г., с. 338, 339, 518 から作成。

が振り向けられたが、生産発展ファンドはこの年に工業基本投資の一五%しか供給できなかった(表9)。また、この点について個々の工業省ごとに具体的に見たのが表10であるが、ここからもわかるようにいくつかの例外を除いて多くの省では生産発展ファンド資金だけでは自分の省の装備の改善と改造のための投資資金を調達できない状態にある。

この表10には、一九八〇年の二二の工業省における基本投資中の装備改善と改造への投資の割合と、基本投資中の生産発展ファンドの割合および更新用減価却基金と利潤からの生産発展ファンドへの繰入率が示されている。この表でみる限り、各省における基本投資中の装備改善、改造の割合と基本投資中の生産発展ファンドの割合との関係、およびそれらと生産発展ファンドへの各財源からの繰入率との関係については、全体としてはこれらの間に明確な対応関係があるということはできない。このことは基本投資中の装備改善、改造の割合とこれらの分野に投下される生産発展ファンド資金の大きさとが十分に関連づけられていないこと、つまり生産発展ファンドの大きさを決定するようになる更新用減価却基金や利潤からの生産発展ファンドへの繰入額が装備改善や改造の規模およびそのための必要額を考慮して決定されているわけではないことを示している(この点については後述)。

また、生産発展ファンド資金が基本投資中に占める割合は、各々の省の特殊性——固定ファンドの規模やその内容構成(機械装備類と建物との比率——これらは償却率が異なる)

表10 <1980年の工業省ごとの装備改善と改造への基本投資の割合, 生産発展
 フォンドの割合および生産発展フォンドの形成財源> (%)

ソ ヴ エ ト 経 済 に お け る 基 本 投 資 と 生 産 発 展 フ ォ ン ド	看	基本投資総額 中の装備改善 と改造の割合	基本投資に対 する生産発展 フォンドの割 合	更新用減価償 却控除から生 産発展フォ ンドへの繰入 率	利潤総額中の 生産発展フ ォンドへの繰入 率
	ソ連邦エネルギー省	3.5	3.0	2.8	1.2
	石油産業省	2.6	3.4	10.2	0.7
	ソ連邦石油化学工業省	19.6	24.6	28.2	1.6
	ガス工業省	2.8	1.3	9.1	0.3
	ソ連邦石炭産業省	60.1	9.3	11.3	5.7
	ソ連邦鉄鋼業省	33.4	20.9	25.6	2.7
	エネルギー機械省	18.5	11.7	43.5	3.2
	重機械省	37.4	21.5	36.4	6.4
	電気技術工業省	49.9	39.9	42.3	9.7
	化学機械省	54.1	34.7	41.3	5.1
	工作機械工業省	61.8	36.8	39.9	5.7
	器具製作省	77.8	42.7	26.3	5.5
	自動車工業省	27.1	25.6	30.3	4.2
	農業機械省	30.8	27.9	40.9	4.3
	畜産機械省	34.2	32.3	65.0	7.8
	道路建設機械省	56.2	39.1	34.2	5.0
	軽・食品機械省	65.1	42.8	21.0	9.8
	ソ連邦木材・紙工業省	40.0	18.5	17.9	3.9
	ソ連邦建設資材省	28.2	25.0	21.3	4.9
	ソ連邦軽工業省	59.8	44.6	50.3	3.1
一 五 三	ソ連邦食品工業省	29.3	15.7	13.5	5.0
	ソ連邦食肉牛乳省	42.7	45.5	20.0	6.5

[出所] Ф., с.54.

表11 <1972—1981年における器具製作省の基本投資の財源構成> (%)

	1972	1981
予算資金	—	—
自己資金	100	100
・利潤	61.2	8.1
・減価償却基金	11.2	21.5
・非中央集中的財源	27.6	70.4
そのうち生産発展ファンド	16.2	50.7
長期信用	—	—

〔出所〕 Φ., c. 36.

あるいは収益率のちがいないなど——によっても異なり、さらに同一の省であっても減価償却率の改訂や、価格改訂による収益率の変動などの政策的要因によって、歴史的にも変化している。たとえば器具製作省の場合、一九七二年と一九八一年とでは基本投資の財源構成は大きく変化しており、生産発展ファンドはこの間に三倍以上もその比重を高めている(表11)。この変化は、主として、一方では、一九七五年における減価償却率の改訂による更新用償却率の上昇とそれによる償却基金の比重の増大およびそこから生産発展ファンドへの繰入額の増加によるものであり、他方では、一九七三年、一九七五年、一九七六年における器具製品価格の大幅引下げによる省の収益率の低下によって生じたものであり、その結果基本投資財源としての利潤の割合の極端な低下と生産発展ファンドの相対的な上昇があらわれた。

b 生産発展ファンドの財源

生産発展ファンドの財源は更新用減価償却基金や企業留保利潤からの繰入と除却資産の売上金などによって構成されているが、これらのうち最大の財源は減価償却基金からの繰入分であり、一九八〇年には工業の生産発展ファンド全体の五九・二％であった。第二の財源は利潤からの繰入分であるが、これは三三・五％であった(表12)。

更新用減価償却基金からは全体の一〇〜五〇％の範囲内で生産発展ファンドに繰り入れられることになっている

表12 <工業における生産発展ファンドの財源構成> (%)

	1969	1971	1973	1975	1976	1980
全体	100	100	100	100	100	100
・利潤からの繰入	32.3	35.5	35.3	36.4	36.1	33.5
・減価償却基金からの繰入	58.4	54.7	55.2	55.6	56.0	59.2
・除却資産の売上金	9.0	9.4	7.7	7.2	7.0	6.3
・その他	0.3	0.4	1.8	0.8	0.9	1.0

〔出所〕 1969—1976—Совершенствование хозрасчетного механизма развития производства. Экономика, 1978, с.140, 1980—Финансовые ресурсы народного хозяйства. Финансы и статистика, 1982, с.177.

が、工業全体でみるなら一九八〇年には更新用償却基金の約一八%が生産発展ファンドに繰り入れられたことになっている。また利潤からの繰り入れは一九八〇年には工業利潤全体の三・四%でしかない⁽²⁾。各々の工業省ごとの生産発展ファンドの財源構成は次頁の表13の通りである。

これらの数字は各部門省ごとの固定ファンドの内容や収益率の相違などによって千差万別であるが、先に掲げた表10の数字と合わせてみると、更新用減価償却基金から生産発展ファンドへの繰入については、一般的に石油、ガス、鉄鋼、石油化学などの装置産業部門ではその割合が高くなっており、食品、食肉牛乳など軽・食品工業部門では反対に利潤からの繰入率が高くなっている。

先にも述べたように、現在生産発展ファンドの大きさは装備の改善と改造への投資のためには不十分であるが、このような事態をつくり出している最大の要因は装備の改善や改造、固定ファンドの取替にかんする基本設計画とそのための資金調達源である生産発展ファンドおよび更新用償却基金の大きさとが十分関連づけられていないことにある。たとえば、固定ファンドの磨耗度の少ない設備を有する企業が物理的磨耗の度合が激しく、古い設備を有する企業より大きな投資財源を持っているなど、更新用償却基金から生産発展ファンドへの繰入ノルマチフにはつきりとした根拠がなく、生産発展ファンドの大きさと

表13 <1980年の工業省ごとの生産発展ファンドの財源構成> (%)

省	更新用償却基金	利 潤	除却資産売上金	そ の 他
ソ連邦エネルギー省	42.8	37.8	18.8	0.6
石油産業省	71.2	8.3	20.5	—
ソ連邦石油化学工業省	75.7	21.4	2.6	0.3
ガス工業省	80.7	7.7	11.6	—
ソ連邦石炭産業省	66.6	15.0	9.0	9.4
ソ連邦鉄鋼業省	78.4	18.0	3.3	0.3
エネルギー機械省	82.4	11.9	4.1	1.6
重機械省	64.4	28.5	4.8	2.3
電気技術工業省	47.4	46.5	5.1	1.0
化学機械省	56.3	35.0	7.0	1.7
工作機械省	49.2	39.8	9.5	1.5
器具製作省	25.8	63.9	8.3	2.0
自動車工業省	66.3	28.1	3.5	2.1
農業機械省	69.7	25.7	4.2	0.4
畜産機械省	51.7	42.6	4.6	1.1
道路建設機械省	45.1	45.3	8.2	1.4
軽・食品機械省	27.0	64.1	8.9	—
ソ連邦木材・紙工業省	62.8	27.3	8.7	1.2
ソ連邦建設資材省	59.3	32.6	7.9	0.2
ソ連邦軽工業省	59.3	38.1	2.5	0.1
ソ連邦食品工業省	27.8	65.1	6.4	0.7
ソ連邦食肉牛乳省	20.3	75.9	3.6	0.2

[出所] Ф., с.57.

表14 <生産発展ファンドの分配> (%)

	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1980
生産発展ファンド全体	100	100	100	100	100	100	100
・基本投資の財源	88.8	87.8	61.3	57.9	57.6	60.2	76.4
・その他	11.2	12.2	38.7	42.1	42.4	39.8	23.6
・道路建設, 修理	7.8	8.2	11.5	12.0	12.2	14.3	16.6
・長期信用返済	3.4	4.0	27.2	30.1	30.2	25.5	2.2
・その他							4.8

〔出所〕 1971—1976—Совершенствование хозрасчетного механизма развития производства. Экономика, 1978, с.143, 1980— (28工業省について) Ф., с.58.

固定ファンドの磨耗度とが直接の関係なく設定されているため、生産発展ファンドはその形成基準自体が明確でないままもっぱら経験的に設定されてきたとい⁽³⁾う。このため、工業における除却資産の補填のためには本来更新用減価償却基金の七〇〜七五%は必要であるにもかかわらず、実際にはそれを大きく下回る部分しか生産発展ファンドには繰り入れられていない⁽⁴⁾。また、利潤からの生産発展ファンドへの繰入額は、企業の収益性水準や国家への利潤納入を含めた計画支出の大きさによって左右されるが、企業留保利潤の相対的少なさのために生産発展ファンドへの繰入もきわめて制限されたものにならざるをえない。

c 生産発展ファンドの用途

生産発展ファンドは、一般的には基本投資のうちの装備の改善と改造（一九八一年からは装備の改善のみ）のための資金調達源とされているが、厳密にいうなら、生産発展ファンドは企業の基本投資の財源以外に地方自動車道路の建設と修理や長期銀行信用の返済などの財源としても利用されている（表14）。

この表14からもわかるように、一九七五年には生産発展ファンドの四割以上もの資金が企業の基本投資とは直接関係のない用途に支出されていたことになり、近年は基本投資以外への支出割合が減少してはいるものの、これによって

ただでさえ乏しい基本投資用自己資金の、それも非中央集中的投資源としての生産発展フォンドの役割は一層制限されたものにならざるをえない。一九七五年についていうなら、純粹に企業の基本投資の財源として使用された生産発展フォンドの割合は、工業基本投資総額の八%にしかならないことになる（一九八〇年の場合には一二%⁽⁵⁾）。一九七三年以降の基本投資の割合が減少しているのは、先にみたように、生産発展フォンドが資材・機械補給制度などの不備を理由にして非中央集中的投資の財源として機能することを制限され、装備の改善への投資の多くが国家資金によって行われ、生産発展フォンドのこの分野への投資が減少したことも関連していると思われる。

ところで、一九八一年からは、生産発展フォンドによる基本投資の対象が、一九七七年から一九八〇年までの装備改善と改造に対して装備の改善のみに限定する措置がとられたが、これによって多くの省——石油産業、鉄鋼業、建設資材工業など——では投資対象が限定された分だけ生産発展フォンドの規模も縮小されることになった。⁽⁶⁾一九八一年以降、工業基本投資全体に占める生産発展フォンドの割合が減少し（一九八〇年一五・二%、一九八一年一四・四%、一九八二年一四・三%……表9参照）、生産発展フォンドの年増加率もマイナスあるいは著しく鈍化（一九八〇年—一九八一年…マイナス二%、一九八一年—一九八二年…二%）している原因の一つはここにあると思われる。

装備改善と改造は企業の新設や拡張に比べると費用が安あがりであり、比較的短期間に一定の生産性向上をはかることができるが、装備の改善と改造とでは投資の規模や建設期間、回収期間に大きなちがいがあがり、数年に一度行われ、大きな資金を必要とする改造と比べると個々の装備の取替や機械化、近代化を内容とする装備の改善への投資は少ない支出で実施することができる。もともと量的にわずかな資金しか調達できない生産発展フォンドから、改造費用までも捻出することは実質的に無理であるとしてその投資対象を縮小したものと考えられるが、ソ

連の若干の研究者からも指摘されているように、企業⁽⁷⁾の他の自己資金をも統合して生産発展フォンドの規模を拡大した総合的な基本投資の財源を形成し、それによって装備の改善だけでなく改造や拡張へも投資しうる体制をつくるべきだとする積極的な立場（これについては後述）からみるなら、これはいかにも後ろ向きの変更ということができない。この措置によって企業が自らのイニシアチヴで固定フォンドの改善をはかる可能性はさらに狭められたことになる。

以上のような生産発展フォンドの具体的な内容をみてくると、このフォンドにかんする最大の問題点の一つは、何よりもその量的な貧弱さにあることは明らかである。

企業のホズラスチョートを強化し、効率的な経済運営を行ううえで企業の自己資金による基本投資がきわめて重要な意味を持っていることは改めて述べるまでもないが、その核として機能すべき生産発展フォンドが工業基本投資全体の一四〜一五%（実質的に基本投資に使用されるのは一〇%前後）でしかなく、しかもその実際の運用に様々の限定、制限が付けられている事実は、その役割がかなり名目的なものになっていることを意味している。生産発展フォンドの役割が重要であるのは、たんにそれが企業の自己資金を構成しているということのためではなく、それが自己資金の中でほとんど唯一の自主的な基本投資の財源であり、企業自らがその使用計画を作成する権限を有しているからにはかならない。他の基本投資用自己資金は名目上は自己資金であるにしてもその運用は国家計画において厳しく規制されており、企業がその資金を使って自らの生産に積極的に取り組めるような条件のものにはない。このため、企業自主性の拡大、ホズラスチョート強化のうえで生産発展フォンドの果す役割はきわめて大きいということができるところが、現実には、一方ではホズラスチョートの強化を掲げてこのフォンドの役割を強調しながらも、他方で

は資材配分を軸とした国民経済バランスの保持、投資資金分散の防止、少ない資金の有効利用などを口実として現行計画化方式の維持、遵守の路線が強められ、このフォンドの本来的意義はほとんど發揮されることなく、むしろ的空洞化されている。

(1) Финансирование строительства в условиях совершенствования хозяйственного механизма. с. 51.

(2) これらの数字は次の計算による。

$$\frac{7251(100万ルーブル:1980年の生産発展フォンド額) \times 0.592}{23755(100万ルーブル:1980年の更新用償却基金)} \times 100 = 18(\%)$$

$$\frac{7251 \times 0.385}{73295(100万ルーブル:1980年の工業利潤総額)} \times 100 = 3.4(\%)$$

ただし、表の値は一九八〇年に更新用償却基金の二〇・六%が生産発展フォンドに繰り入れられたことになっている。

(3) Финансирование строительства в условиях совершенствования хозяйственного механизма. с. 58 以下 D. Аглахвердян, финансы в хозяйственном механизме. — Вопросы экономики, 1983, №. 10, с. 21.

(4) Под ред. В. К. Сентягова, финансовые ресурсы народного хозяйства. Финансы и статистика, 1982, с. 176.

(5) 一九七五年の場合、工業の生産発展フォンド資金は工業基本投資全体の二二・六%であり、そのうちの五七・六%が基本投資の財源として利用されたから、 $136 \times 0.576 = 0.0783$ 、一九八〇年の場合は同様に $137 \times 0.152 \times 0.764 = 0.116$ 。

(6) Финансирование строительства в условиях совершенствования хозяйственного механизма. с. 58.

(7) Там же с. 58, 59, 以下 G. Базарова, финансовые рычаги в системе управления экономикой. — Плановое хозяйство, 1983, №. 3, с. 81, 以下 Под ред. В. К. Сентягова, финансовые ресурсы народного хозяйства. Финансы и статистика, 1982, с. 178.

3 生産発展ファンドの運用とその問題点

——部門ホズラスチョートと生産発展ファンド——

非中央集中的基本投資の資金調達源である生産発展ファンドの空洞化を、その量的貧弱さとともに象徴的に示しているのは、以下にみるような、その実際の運用面においてである。

ソ連における部門別管理方式のもとでは、個々の企業に対する経済管理は、通常は部門の国家管理機関である省および亜部門の中間管理機関である工業連合を通して垂直的に行われている。ところで、一九七〇年代に入ってから企業¹⁾の統合や合同の結成および亜部門全体を統括した工業連合の結成を背景に、部門、亜部門を一つの採算単位とし、部門（亜部門）の規模での拡大再生産の実現を追求する部門（亜部門）ホズラスチョートの考えが強く打ち出されるようになってきた。この傾向は一九七九年の党と政府の合同決定によるノルマチフ利潤分配方式（企業でつくられた利潤の分配について、先ず当該企業の所属する部門省全体と国家との間で、一定の割合（ノルマチフ）にもとづいて利潤の分割を決定する方式）の採用とともに一層強力に展開されるようになった。部門別管理方式のもとでの部門ホズラスチョートの追求は、部門を最終的な採算単位とみることににより、各々の企業は部門ホズラスチョートの一構成要素の位置におかれることになる。

このような部門別管理方式と部門ホズラスチョートのもとでは、企業に形成される生産発展ファンドは、全てが個々の企業²⁾の意思によって使用されるわけではなく、部門全体としての必要性という観点から、個々の企業³⁾のファンド資金が省の意思によって使用されることもめずらしくはなくなっている。このことは生産発展ファンドに限らず、企

業の各種のファンドや資金についてもいうことができ、部門全体の採算性の実現や効率的経済運営の追求を理由に、部門省を単位とした資金の集中と再分配が行われている。

したがって、部門ホズブラスチョートの立場からは、自己資金とはたんに個々の企業レヴェルで形成され利用される資金部分だけを指すのではなく、外部の国家予算資金や銀行融資に対して、部門省内部で形成され利用される全ての資金を表現するものであり、統計的にも部門省の単位で集約された資金が自己資金として外部資金と区別されることになる。

生産発展ファンドが企業に計画作成権限を与えられた非中央集中的基本投資資金として利用されず、部門省の意思によって使用されることになるのは、具体的には次のような場合である。第一に、省や工業連合に生産発展ファンドの予備ファンドあるいは集中ファンドが形成される場合であり、第二に、各企業の生産発展ファンドが実質的に国家基本建設計画にもとづく投資資金の補完物として扱われる場合である。

前者は、各企業で形成された生産発展ファンドが一定の割合で省や工業連合に集中されて省レヴェルでは生産発展ファンドの予備ファンドを、工業連合のレヴェルでは集中ファンドを形成し、これが投資資金の足りない当該省や工業連合内部の他の企業のために無償で再分配される場合である。たとえば、器具製作省では、一九七四年に省全体の生産発展ファンドの実に三四・三%もの資金が省に集中された。この割合は一九七五年以降は減価償却率の変更や基本建設中の改造の割合が低下したために低下したが、それでも一九八〇年には一八・五%であった。⁽²⁾ 生産発展ファンドの省の予備ファンドと工業連合の集中ファンドの合計は、原則として部門省の生産発展ファンド総額の一五%が上限とされており、⁽³⁾ 省によって実際の集中度にはかなりの差があるが、器具製作省の場合はこれをかなり超過してい

る。

このような省や工業連合の規模での基本投資資金の集中と無償の再分配は生産発展ファンド以外の企業の基本投資用自己資金についても同じように行われており、ノルマチフ利潤分配方式の採用にもなつて部門ホズラスチョートを実施している器具製作省では、企業留保利潤のうちの直接国家基本投資に充当される部分や更新用減価償却基金についても、省や工業連合への集中と集中された資金の無償再分配の規模が拡大している⁽⁴⁾。また、同じくノルマチフ利潤分配方式を採用し、亜部門（工業連合）規模のホズラスチョートを行っているモスクワ自動車管理局では、減価償却基金や利潤など管理局レヴェルに集中された基本投資の集中資金によって、一九七五年にはこの工業連合体の基本投資の八〇%がまかなわれたが、この場合には工業連合に所属する約一〇〇の企業や事業所の基本投資資金のほとんどが工業連合に集中され、各企業に無償で配分されたことを意味している。

ここでの問題は、省（および工業連合）レヴェルへのファンド資金の集中とその再分配とが無償で行われるところにある。つまり、部門（亜部門）を一つの採算単位とみる部門（亜部門）ホズラスチョートのもとでは部門（亜部門）内部の企業間あるいは企業と上級機関との関係は、価値的計算を介した等価交換的決済を必要としない行政的な関係、ある種の直接的関係として考えられており、その限りでは企業の商品生産者の自主性の立場は完全に否定されているということができる。このような関係は、一九六五年経済改革の際に大きな問題とされさかんに論議された、国家と企業との関係と基本的には同質のものであり、予算資金から企業への基本投資の無償融資という関係がここでは部門省の内部で小型化されて再生されている。

企業が自らの生産活動によって獲得した利潤その他の自己資金が無償で取り上げられ、それが他の企業に無償で融

資される状態は、無償で資金を徴収された企業にとっては自己資金の蓄積に対する関心を失わせ、無償で資金を融資される企業にとっては資金の効率的利用に対する関心を弱めることになる。このような事態は結局は企業のホズラスチョート制度を形骸化し、企業自主性の否定へ導くことになる。部門ホズラスチョートを前提とする部門省の立場からは、乏しい資金を全体として効率的に利用するためにそのような集中と再分配は不可欠とみなされるであろうが、このうちとくに生産発展フオンドについては、その使途が個々の企業の装備の取替や小規模の技術的改良を対象としたものであり、巨額の資金が必要な企業の新設や、成果が部門全体に還元される科学技術の統一フオンドの形成とは異なり、必ずしも資金集中を必要とする分野ではないだけに、このような省レヴェルへの集中には一層大きな問題があるといえることができる。

生産発展フオンドが企業の意思ではなく実際には省の意思によって使用されるもう一つの場合は、生産発展フオンドが国家基本建設計画にもとづいた中央集中的基本投資の財源に流用される場合である。先に述べたように、生産発展フオンドは一九七七年にはその自主的計画化の権限を奪われ中央集中的投資の中に組み入れられて企業の非中央集中的基本投資の財源としての意義を失ったが、一九七九年からは国家基本建設計画の枠内で企業に自主的な計画作成の権限が与えられ、再び非中央集中的投資財源と位置づけられるようになった。ここでは企業によって作成されたフオンド資金の利用見積りや計画は、省に提出されて国家計画の中に組み入れられ、その中で投資金融、資材補給、建設・組立の請負作業などが優先的に保障されるというものであった。ところが、現実には生産発展フオンドにかんずることのような原則は守られず、多くの場合、生産発展フオンドの計画化は、企業サイドからの見積りや提案によってではな

く、省や工業連合の上級機関によって定められた生産の技術的改善にかんする国家基本建設計画をもとにして設定されている。⁽⁶⁾この点については責任ある関係者による次のような発言もある。「生産発展ファンドについて言うなら、現在企業はこのファンドを持っているかどうかには関心を抱いていない。何故ならこのファンドは完全に中央集中的建設計画の中に組み込まれているからである。いかなる企業長もそれを使用することはできない。⁽⁷⁾このような場合には生産発展ファンドは上級機関が決めた国家基本建設計画遂行の一財源として動員されるだけであり、実質的には、企業留保利潤から直接に国家基本建設計画の達成のために支出される基本投資充当部分と変わらない位置にある。したがって、このような生産発展ファンドは、非中央集中的投資財源としての意義を失い「本質的には国家基本投資のための財源に転化し、その主要な機能——合同における生産の技術的進歩や改善の自主的、効果的な解決の条件をつくり出す——の遂行を保障しない」ことになる。

省や工業連合への生産発展ファンド資金の集中、無償配分と同じように、この第二の場合にも生産発展ファンドは企業の意思によってではなく省の意思にもとづいて使用されることになり、企業のホズラスチョートをますます有名無実化することになる。

(1) 部門省全体の収入によって部門の支出を完全に補填し、一定の収益をあげるといふ部門ホズラスチョートがソ連で完全に実施されているのは、一九七〇年から実験的にノルマチフ利潤分配方式を採用している器具製作省だけであり、ここでは四〇%近いきわめて高率の収益率が設定されているため、予算資金や銀行信用の融資を受けずに自己の収入によって支出をまかなうことが可能となっている(ただし、この省においてさえ、最近は価格引下げによる利潤の減少のため国家にファンド使用料を支払えない企業が増大しており、一九八二年にはこの省の二二〇の企業のうちファンド使用料の支払を完全に免除された企業が二二あり、三%の支払(通常は六%)に引下げられた企業が二〇あった——Г. Базарова, Финансовые рычаги в системе

Управление экономикой. — Плановое хозяйство, 1983, № 3, с. 79)。しかし、ノルマチフ利潤配方式を同じように採用している他の省では、収益率水準もそれほど高くなく、経済活動に要する計画支出額が多いこともあり器具製作省のような不完全な収支補填は実現されておらず、部門省の計画支出額をまかなうため、特に基本投資の資金調達についてはかなり高率（三〇～七〇%）の予算資金の導入を行わねばならぬ（(金融ирование строительства в условиях совершенствования хозяйственного механизма. с. 29)。収益率水準がそれほど高くなく、しかも国家への利潤納入額がこれまでと変わらない規模で設定されている多くの部門省では、省に残される利潤額は省の計画支出額をカバーできず、予算資金の導入が認められている。また、特定の部門省を除いて、ノルマチフ利潤分配方式の採用によって国家予算への利潤納入額が以前よりむしろ増大させられているという報告もある（第四章注の参照）。

- (2) Финансирование строительства в условиях совершенствования хозяйственного механизма. с. 37.
- (3) Л. А. Рогштейн, М. Л. Мальцев, Финансовое планирование в производственном объединении. Финансы и статистика, 1982, с. 104.
- (4) Финансирование строительства в условиях совершенствования хозяйственного механизма. с. 16.
- (5) Н. П. Федоренко, Оптимизация экономика. Наука, 1977, с. 67.
- (6) Л. А. Рогштейн, М. Л. Мальцев, Указ, соч., с. 93.
- (7) ЭКО, 1983, № 8, с. 27. 上の発言者は石油化学工業省の財務局長である。
- (8) Л. А. Рогштейн, М. Л. Мальцев, Указ, соч., с. 94.

四 企業のホズラスチョートと生産発展フオンド

社会主義経済の効率的運営のためには企業のホズラスチョート制度の強化、発展が不可欠の課題であるが、そのためには計画の作成と遂行の過程で企業に自主性が存すること、つまり基本投資を含めた企業の経済運営全般にわたっ

て企業に対して必要な権限と資金とが保障されていることが必要である。生産発展ファンドは、一九六五年経済改革のもとで、企業の基本投資の分野でこの要求を充たすべく形成された資金であり、企業の基本投資活動の分権化が企業のホズラスチョートの発展と企業自主性の拡大にとって決定的な意味を持つことを考えるなら、このファンドの存在の意義はきわめて重要である。

ところが、このファンドは量的には工業における基本投資総額の一四％（一九八二年）ほどを占めるだけであり（国民経済全体においては八％にすぎない⁽¹⁾）、その使途も基本投資中の一小分野に限定され、実際の利用についても多くの制限を課せられ、ほとんどその自主的な基本投資財源としての役割を果せる状態にはない。企業の基本投資におけるこのような状況は、ソ連における企業のホズラスチョート制度や自主性が現在も著しく制限された形式的なものとしてしか機能していないことを端的に示すものといえる。ホズラスチョートの強化、発展のために生産発展ファンドがその本来の役割を果すためには、基本投資の資金調達システムの抜本的な改革によって生産発展ファンドの量的な拡大をはかることと、その使途や運用方法にかんする条件や制限の大幅な緩和が必要である。

生産発展ファンドを実効あるものにする⁽²⁾については、ソ連の若干の研究者によって、減価償却基金や利潤からの繰入を増大し、装備の改善だけでなく企業の改造や拡張への支出をもまかなえるような基本投資の総合的財源を形成すべきだとする提案がなされている。現在の生産発展ファンドに代わるものとして、あるいは生産発展ファンドをより充実させたものとしてそのような総合的な基本投資の財源の形成は、基本投資の効率化のうえからもホズラスチョート強化のためにもきわめて合理的なものと思われる。

しかしながら、そのような基本投資の総合的な財源を部門省や亜部門の工業連合レヴェルではなく個々の企業レヴ

エルに形成するについては、多くの解決されなければならない課題が存在している。

その第一は、企業利潤の分配に関連した問題である。現在、工業の基本投資用自己資金として利用されている利潤は、国家基本建設計画遂行のために企業から直接振り向けられる部分と生産発展ファンドに繰り入れられる部分を合わせても工業利潤全体の一〇％に満たない規模であり（一九八〇年に前者は総利潤の四％、後者は三・四％あてられた）、工業基本投資全体に対しても一一・八％でしかない。設備の更新や改善だけでなく企業の改造や拡張のための基本投資を、国家予算資金の比重を低め企業が自主的に使用できる自己資金を拡大しながら保障しようとするには、これだけの利潤では明らかに不十分である。基本投資の財源に占める自己資金比率を増大し、非中央集中的基本投資の役割を高めるためには、銀行融資の一層の充実をはかるとともに何よりも企業留保利潤からの基本投資への割当分を拡大する必要がある。ところが、企業留保利潤の増大は利潤の国家納入分を削減するか収益率の大幅引上げをはかることなしには現在の条件のもとでは不可能であり、国家の財政政策全般に大きな変革をもたらさずに解決することは困難である。一九七九年決定により採用されつつある利潤分配のノルマチフ方式も、企業留保利潤を増大して生産に対する利潤の刺激機能を高め、ホズラスチョートを強化するという点で成功しているとはいえず、この方式の導入によって省としてはむしろ以前より利潤の国家納入分が増大しているという報告もある⁽³⁾。したがって、国家納入利潤の安定の確保を第一としたこれまでのような利潤分配方式の技術的変更ではなく、企業自主性の拡大を前提とした企業留保利潤の大幅な拡大をこそ実現する必要がある。このことは不可避免的に現行の純所得の実現方式——取引税と利潤の本本——の改革による取引税の縮小、廃止と純所得の利潤への一本化⁽⁴⁾、さらには国家と企業との利潤分配における利潤方式の導入、そのための部門間収益率格差の是正あるいは価格決定方式の改革などの新たな重要な課題を提起す

ることになる。

第二に、以上のことも関連して、投資金融における自己資金比率の拡大、とくに非中央集中的基本投資の拡大は部門レヴェルではなく、あくまでも企業のレヴェルで実現されなければ無意味であるが、そのためには、企業のホズラストリートではなく部門のホズラストリートを優先して実質的な企業自主性の制限をつくり出している現行部門別管理方式を再検討することが必要となる。

第三に、投資の分権化を現実のものとするには、現在の極度に中央集権的な資源配分制度を改めなければならず、ソ連型社会主義経済の象徴ともいえる資材・機械補給制度の改革は避けて通ることはできない。この点は既に述べたように、非中央集中的基本投資源としての生産発展ファンドが、一九七七年にも資材補給の不備を理由に中央集中的投資に組み入れられた経験からも明らかであり、分権的投資資金が企業に存在するだけでは問題の解決にはならないことを示している。このため、企業における自主的な投資資金の確保と資材補給制度の分権化とは一体として解決されなければならない。

(1) Г. Базарова, Финансовые рычаги в системе управления экономикой. — Плановое хозяйство, 1983, № 3, с. 81.

(2) 前出第二章の注7参照。

エストニア共和国の省ごとの利潤からの（予算への）
支払に関する比較

—エストニア共和国財務省による5つの
共和国工業省にかんする計算—

(1000ルーブル)

省	利潤から予算への支払		
	旧方式	新方式	
木材工業省	14655	15434	+779
建設資材省	11463	11662	+ 199
食品工業省	24256	24422	+ 226
食肉乳製品工業省	43392	45044	+2652
地方工業省	27306	28158	+ 850
合 計	119972	124718	+4766

(注) 旧方式、新方式の合計と、新方式と旧方式の差額に計算まちがい
(あるいはミスプリント)があるが原表通りに引用した。

(4) これらの具体的内容については拙稿『ソ連型社会主義』における企業の自主性の根本問題」(立教経済学研究第三七巻第三号)を参照。